

おしゃれて たしかめたん

大分県最低賃金

令和6年10月5日から

954円

大分県 特定最低賃金

効力発生日：令和6年12月25日

鉄鋼業

非鉄金属
製造業

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

自動車・同附属品製造業、
船舶製造・修理業、
舶用機関製造業

自動車
(新車)小売業

1,106円

1,053円

996円

997円

991円

※各種商品小売業については、令和6年10月5日より地域別最低賃金954円が適用されています

【適用除外】

次に掲げる適用除外者については、特定最低賃金の適用が除外され、大分県最低賃金が適用されます。

①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の

I.手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

II.手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者



賃金引き上げ
特設ページを開設!

